

道スポ協第 97 号
令和 6 年 2 月 6 日

公益財団法人北海道スポーツ協会 関係各位

公益財団法人北海道スポーツ協会
会長 荒川 裕生
(職 印 省 略)

「令和 6 年能登半島地震 被災者義援金」募集趣意書

平素より、北海道のスポーツ振興並びに本会の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、1 月 1 日に石川県能登半島を震源とする大規模な地震が発生し、私たちが経験をしたことの無い余震や想像をはるかに超えた被害が次々に起こり、石川県を中心に多くの方々が被災されています。

今般の能登半島地震にて被災されたすべての方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

北海道スポーツ協会では、被災地の方々が 1 日でも早く活動を再開できることを願い、関係の皆様方に広く義援金の募集を行うこととし、義援金集約口座を開設しました。

また、本口座の他、北海道立総合体育センター内に募金箱を設置し、来館者の皆様へ支援を募ってまいります。

関係の皆様へご周知いただくとともに、可能な限り義援金の取りまとめをお願いし、趣旨にご賛同いただける一人でも多くの方々のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様からお寄せいただいた義援金は、公益財団法人日本スポーツ協会が集約を行う口座へ送金し、日本赤十字社を通じて被災地へ送金いたします。

記

【義援金受入口座】

銀行名：北海道銀行 支店名：豊平支店

種類：普通預金 口座番号：0965822

口座名義：（財）北海道スポーツ協会 能登半島地震被災者義援金

フリガナ：ザイ）ホッカイドウスポーツキョウカイ ノトハントウジシンヒサイシャギエンキン

※北海道銀行の本支店銀行窓口から及び北海道銀行 ATM から上記口座へのお振込の場合は、振込手数料が無料となります。

他銀行からの振込は通常の手数料がかかりますので、ご注意ください。

【義援金募集期間】

令和6年2月8日(木)～2月29日(木)

【税制上の措置（控除）について】

今回ご案内いたします義援金については公益財団法人日本スポーツ協会がとりまとめて日本赤十字社に寄附を行うものであり、個別の領収書及び受領書が発行されないなど税控除の適用外となりますので、税制上の優遇措置の適用を希望される場合には、日本赤十字社等へ直接義援金をお振込みください。

※日本赤十字社義援金募集の詳細は下記ホームページをご参照ください。

<https://www.jrc.or.jp/contribute/help/20240104/>

■お問い合わせ先

〒062-8572 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1

北海道立総合体育センター内

(公財)北海道スポーツ協会 総務・会計課

電話：011-820-1701

E-mail：info@hokkaido-sports.or.jp